

# 仕様書

## 1. 品目

新治療研究棟 X 線診断装置の保守点検

## 2. 数量

一式

## 3. 目的

重粒子線治療における患者位置決め精度の維持とX線による被ばく低減のため、新治療研究棟 E 治療室、F 治療室、G 治療室に設置されている X 線診断装置の定期点検を実施する。また、不具合発生時の速やかな復旧のために修理対応も含む。

## 4. 保守点検期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 5. 実施場所

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構  
新治療研究棟

## 6. 仕様

### (1) 対象機器

新治療研究棟地下 2 階 E 治療室、F 治療室ならびに G 治療室における、下記の装置。

ただし、水平 X 線管球の懸架台は、本件の対応外とする。

- E 治療室設備 : X 線管球 4 台、高電圧発生・制御装置 2 台、  
フラットパネル X 線画像検出取得装置 2 台
- F 治療室設備 : X 線管球 4 台、高電圧発生・制御装置 2 台、  
フラットパネル X 線画像検出取得装置 2 台
- G 治療室設備 : X 線管球 2 台、高電圧発生・制御装置 2 台、  
フラットパネル X 線画像検出取得装置 2 台

### (2) 保守点検項目

- ① X線管球装置のX線出力確認及び調整。
- ② X線管球用コリメータの動作確認及び調整。
- ③ フラットパネル出力画像の画質確認と感度調整。

④ X線画像撮像系の位置精度の確認及び調整。

(3) 実施時期

定期点検回数は年間2回とし、実施時期は原則として8月に予定される長期点検調整期間および2,3月に予定される分散短期点検調整期間に実施するものとする。ただし、そのスケジュール等は、機構担当者と協議すること。

(4) 修理対応

不具合発生時は放医研担当者の要請に応じて、技術者を派遣し、速やかに復旧にあたる。その作業費は本契約に含むものとする。

(5) 交換部品

定期点検及び不具合対応において、摩耗、消耗による交換部品及び故障部品が発生した場合、その部品は機構支給とし、本件の費用には含まない。

7. 提出図書

定期点検及びオンコール修理の作業終了時には作業報告書(点検データ一覧表を含む)を2部(1部は電子データ)提出すること。

8. 検査

定期点検等の作業終了時に提出する作業報告書を機構担当者が確認し、問題なく作業が終了していることを確認したことをもって検査合格とする。

9. その他

- 1) 作業実施に当たっては、機構担当者と事前に協議のうえ、内容・工程スケジュール等を調整・確認したうえで、作業を行うこと。
- 2) 作業は放射線管理区域内の作業である。管理区域内での作業に当たっては機構の定める規定に従うものとし、これに係る経費も本件に含むものとする。
- 3) 定期点検作業を実施する際には、機構担当者の指示に従い安全確保に努めること。
- 4) 点検作業時は毎日の作業日報を提出すること。
- 5) 本請負者は、本件業務上知り得た情報(技術情報、仕様、機能等)を発注者の許可なくして第三者に開示してはならない。

部課名 物理工学部  
使用者氏名 福田 茂一

## 選定理由書

1. 件名	新治療研究棟 X 線診断装置の保守点検
2. 選定事業者名	島津メディカルシステムズ株式会社
3. 目的・概要等	重粒子線治療における患者位置決め精度の維持と X 線による被ばく低減のため、新治療研究棟 E 治療室、F 治療室、G 治療室に設置されている X 線診断装置の定期点検を実施する。また、不具合発生時の速やかな復旧のための修理対応も含む。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ル (物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき)
5. 選定理由	本件は、重粒子線がん治療装置を構成する X 線診断装置の保守点検を行うものであり、当該装置は株式会社島津製作所によって設計製作されたものである。本件の保守点検は、装置の構造・動作について熟知していないければ、適切に実施することが出来ない。装置の詳細は他に開示されていないため、当該装置を設計製作した株式会社島津製作所以外に本業務を請け負うことはできない。また、同社は医療用画像診断機器に関する修理、保守点検などのメンテナンスサービスをグループ会社の島津メディカルシステムズ株式会社にのみ取り扱わせている。このため、島津メディカルシステムズ株式会社が本件を履行できる唯一の業者である。